

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
266	東京都	本文	19	5	行政・産業活動のシステム・相互ネットワークの巨大化・高度化や生活利便性・都市化の進行により、災害に対する脆弱性が増大するとともに、東京圏を中心とした都市部への人口増加・集中により、災害による想定される被害は拡大している。	行政・産業活動のシステム・相互ネットワークの巨大化・高度化や生活利便性・都市化の進行により、 災害に対する脆弱性が増大するとともに、 東京圏を中心とした都市部への人口増加・集中は 進んでいる。により、災害による想定される被害は拡大している。	人口や産業の集積は、労働生産性・交通利便性の向上等、首都圏を牽引する多くの利益があり、過度な集中が災害に対する脆弱性を増大させるという記述は、根拠が不明確であり、誤解を招く恐れがある。	意見を踏まえ修正 ―修正案― ・行政・産業活動のシステム・相互ネットワークの巨大化・高度化や 都市機能・人口の集中により、適切な防災・減災対策を講じなければ、災害に対する脆弱性が増大することが想定される。 ・東京圏を中心とした都市部への人口増加・集中により、災害による想定される被害は拡大 するおそれがある。
266-3	東京都	本文	19	5		・行政・産業活動のシステム・相互ネットワークの巨大化・高度化や都市機能・人口の集中により、適切な防災・減災対策を講じなければ、災害に対する脆弱性が増大することが想定される。 ・東京圏を中心とした都市部への人口増加・集中により、災害による想定される被害は拡大するおそれがある。	「都市機能・人口の集中により、適切な防災・減災対策を講じなければ、災害に対する脆弱性が増大」(1パラ目)と「都市部への人口増加・集中により、災害による想定される被害は拡大」(2パラ目)が同内容である。また、東京圏を中心とした都市部への人口増加・集中が、災害による被害を拡大させる(脆弱性を増大させる)という趣旨の記述は、根拠が不明確であるため、2パラ目は削除願います。	(考え方) 大都市震災対策専門委員会提言(平成10年)のⅠ．総論第4において、「大都市地域は、一般に地震による揺れが大きいとされる沖積平野に人口や諸機能が高度に集積する市街地が広範囲に広がっており、その直下又は周辺で大規模な地震が発生した場合には極めて大きな被害が発生しやすい状況にある。こうした大都市地域における大規模震災は、被害の甚大性・広域性・複雑性、応急対策活動の困難性、国家レベルへの影響の拡大・長期化など、単独の都市に発生する災害に比べて対応すべき課題が多いという特殊性がある。」とある。このように首都直下地震の発生可能性は大きな危機である。 1行目については、行政や産業活動におけるサプライチェーンを含む社会システムや情報システムの高度化等による災害に対する脆弱性述べたもので、2行目は被害発生が想定される地域の人口増加・集中によって、被害を受ける人口等増加する「おそれ」があると述べているもので、内容は異なる。 「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)平成25年12月」の「被害想定手法の概要～人的・物的被害～」によると、例えば地震火災は、建物倒壊数等によって決まる。建物数は人口増加等の影響を受けると考えるため、「想定される被害は拡大する おそれがある 」と記載している。
266-4	東京都	本文	19	5	・行政・産業活動のシステム・相互ネットワークの巨大化・高度化や都市機能・人口の集中により、適切な防災・減災対策を講じなければ、災害に対する脆弱性が増大することが想定される。 ・東京圏を中心とした都市部への人口増加・集中により、災害による想定される被害は拡大する おそれがある。	・行政・産業活動のシステム・相互ネットワークの巨大化・高度化や都市機能・人口の集中に 対応したより、 適切な防災・減災対策を講じなければ、災害に対する脆弱性 のが増大や発災後の被害が拡大するおそれことが想定され ある。 ・東京圏を中心とした都市部への人口増加・集中により、災害による想定される被害は拡大するおそれがある。	・二つ目のパラグラフの「東京圏を中心とした都市部への人口増加・集中」という表現は、近年や将来における東京圏の人口動態を鑑みると、適切とは言い難いため、記載するのであれば、「増加」という文言を削除した表現とすべきではないでしょうか。 ・次に、「増加」を削除した場合、「都市部への人口集中」となるが、一つ目のパラグラフで、「都市機能・人口の集中により」という表現があることから、内容の重複を避けるため、二つ目のパラグラフは削除することが妥当と考えます。 ・ただし、一つ目のパラグラフの「災害に対する脆弱性」と、二つ目のパラグラフの「災害により想定される被害」とをそれぞれ記載すべきと考える場合は、一つ目のパラグラフと同様に、既に様々な防災・減災対策を講じている現状を踏まえて「適切な防災・減災対策を講じること」とセットで記載しなければ、国民に誤ったメッセージを与えるのではないかと危惧しています。 ・また、この場合には、「適切な防災・減災対策を講じること」という表現が重複するため、二つのパラグラフを統合し、修正案のとりの記載とすることが合理的と考えます。	意見のとおり修正 【対応終了】

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安（文書追記に伴い前後数ページズレる場合があります。）

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
266-4	東京都	本文	19	5			(参考) ・なお、「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)平成25年12月」の「被害想定手法の概要～人的・物的被害～」上の記載では、「震度6強以上の強い揺れの地域では、特に都心部を囲むように分布している木造住宅密集市街地等において、老朽化が進んでいたり、耐震性の低い木造家屋等が多数倒壊するほか、急傾斜地の崩壊等による家屋等の損壊で、家屋の下敷きによる死傷等、多数の人的被害が発生する。」とあるように、木造住宅密集市街地等の建物倒壊による被害に関するものになります。 ・また、市街地火災の多発と延焼については、「地震発生直後から、火災が連続的、同時に多発し、地震に伴う大規模な断水による消火栓の機能停止、深刻な交通渋滞による消防車両のアクセス困難、同時多発火災による消防力の分散等により、環状六号線から八号線の間をはじめとして、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定される。」さらに、「同時に複数の地点で出火することによって四方を火災で取り囲まれたり、火災旋風の発生等により、逃げ惑い等が生じ、大量の人的被害がでるおそれがある。」とあり、木密地域存在と人口増加等に明確な因果関係はなく、当該記載を根拠として「建物数は人口増加等の影響を受ける」との考えに結び付けることは難しいのではと考えます。	
269	東京都	本文	33	7	人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口は集中する一方、通勤時間が長く、住宅価格が高い東京圏においては、合計特殊出生率が全国平均より低く、我が国全体の出生数の減少に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。	人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口は集中する一方、通勤時間が長く、住宅価格が高い東京圏においては、合計特殊出生率が全国平均より低く、我が国全体の出生数の減少に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。	・少子化については、日本全体の課題であり、あたかも東京圏が原因で人口減少が深刻化しているかのような誤解を招く恐れがある表現は削除すべき。また、人口の集中と子育てのしやすさについては、因果関係がない。 ・本文内でも引用されている令和5年度年次経済財政報告で示されているとおり、東京都の有配偶出生率要因は全国平均よりも高く、「子育てしづらく、合計特殊出生率が低い」との指摘と矛盾する。 ・また、合計特殊出生率は一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す指標である。例えば、合計特殊出生率が上昇しても、女性の数が減少すれば、出生数は減少する可能性があるため、記載には正確を期すべきである。	意見を踏まえ修正 子育て環境に関する記載修正。出生数は、ご意見のとおり15～49歳女性の数も影響を受けるとともに、15～49歳女性が出生する子どもの数(合計特殊出生率)の影響を受ける。本記述は、47都道府県中4都県から構成される東京圏の若年女性の人口は全国の約1/3を占めることから、東京圏における15～49歳女性が出生する子どもの数(合計特殊出生率)の動向は全国に与える影響が大きいという趣旨である。
269-4	東京都	本文	33	7				—修正案— ・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、合計特殊出生率が低く、我が国全体の出生数に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安（文書追記に伴い前後数ページズレる場合があります。）

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
269-5	東京都	本文	33	7	・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、合計特殊出生率が低く、我が国全体の出生数に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。	・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、 合計特殊出生率が低く 、我が国全体の出生数 の減少 に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。	・少子化については、日本全体の課題であり、あたかも東京圏が原因で人口減少が深刻化しているかのような誤解を招く恐れがある表現は削除すべき。 ・石破総理大臣も人口減少については、婚姻率と相関関係があると発言しており、合計特殊出生率とは結びつけておらず、この記載は政府の方針と矛盾するため、削除するよう強く求める。 ・なお、合計特殊出生率は一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す指標である。例えば、合計特殊出生率が上昇しても、女性の数が減少すれば、出生数は減少する可能性があるため、記載には正確を期すべきである。 ・あわせて、合計特殊出生率をご指摘のように、年次や国際比較で用いられるものであって、女性人口の自治体間移動による影響を受けるため、都道府県間や圏域間で比較することに意味がない。 ・また、合計特殊出生率のみを以て少子化の状況を正しく表すものではない。例えば、婚姻率や有配偶出生率などの指標も活用し、多面的に捉えるべきである。 ・合計特殊出生率以外の少子化に関する指標について、都の状況は以下のとおりである。これらの指標を踏まえると、全国に比して都の数値が上回っており、東京圏の合計特殊出生率の低さのみを取り上げて全国の出生数に影響を与えているという記載は正確ではない。	意見のとおり修正（一部表現を適正化） ・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、 合計特殊出生率が低く 、我が国全体の出生数 の減少 に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。 ※292-1, 259-2と同じ 【対応終了】
269-5	東京都	本文	33	7		(補足資料)	①婚姻率(2020年) →全国:4.3‰であるのに対し、都は5.5‰であり、都の方が高い。 ②出生数の減少率(2005～2022年の出生数の減少率) →全国では27.5%減少しているが、東京都は5.6%の減少に留まる。 ③有配偶出生率(2020年) →全国が72.9‰であるのに対し、都は74.9‰、都の方が高い。 (参考)東京都の少子化対策2025(P8) https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/kodomoseisaku/book/2025-02_tokyo_syoshika2025/#page=9 ・また、自治体間で合計特殊出生率の比較をする際には、人口移動の影響に留意すべきであるとの意見を有識者からも得ている。 (参考①)東京都の少子化対策2025(P67) https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/kodomoseisaku/book/2025-02_tokyo_syoshika2025/#page=68 (参考②)令和6年総務委員会答弁 https://www.record.gikai.metro.tokyo.lg.jp/770008?Template=document&Id=19370#one:173 [東京都の5歳階級別日本人女性人口の経年変化について] 東京都の10代後半～30代女性の転出入数は例年一定数おり、10代後半から20代の人口増加数の過半が30代になっても残っているとの記載は推論であり、事実在即して記載いただきたい。人口移動の合計特殊出生率への影響が、東京都では小さいかのように捉える考えは不適當である。	-

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
292	千葉県	本文	33	7	・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口は集中する一方、通勤時間が長く、住宅価格が高い東京圏においては、合計特殊出生率が全国平均より低く、我が国全体の出生数の減少に大きな影響を与えている。	・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏の動向は我が国全体の出生数の減少に大きな影響を与えている。東京圏において通勤時間が長く、住宅価格が高いことが出生率に与える影響について検証する必要がある。	東京圏で合計特殊出生率が低く算出される主な要因は、地方から未婚女性が転入することで算定の分母が大きくなることであり、また、配偶者のある女性に限れば逆に出生率が高くなるというデータもあることなど、一概に”出生率が低い＝出生数の減少に影響する”とは言えない。 ※出生数が同数でも、流入により、分母となる層の女性人口が増加すれば、出生率は低下することになる。	意見を踏まえ一部修正 合計特殊出生率は、期間合計特殊出生率(ある期間(1年間)の出生状況に着目したもの)とコーホート合計特殊出生率(ある世代の出生状況に着目したもの)があるが、本計画では期間合計特殊出生率を記載している。合計特殊出生率は年次比較、国際比較、地域比較にも用いられているものである。【令和5年人口動態統計(確定数)参考資料「合計特殊出生率について」を参考に記載】 人口移動については、例えば大学4年間(一般的には19～22歳)が他の年齢と比較して大きく増加し、その増加分だけその後(23歳以降)減少する場合であれば、10代後半及び20代前半の出生率が低くなり、合計特殊出生率に影響することは理解できる。しかしながら、20代の人口はそのまま30代においても維持されるならば、仮に20代で出産しなくても30代で出産すれば合計特殊出生率に反映される(計上時期がずれるだけであって、昔であれば20代で計上されていた数値が30代で計上される)ことから、特定の数年の年齢層の人口がのみ増えた場合の合計特殊出生率に与える影響と同程度とは言えないと考える。なお、都道府県の合計特殊出生率は、年齢5歳階級における出生率の5倍した数値の合計である。また参考まで、東京圏全体でみると、日本人女性は20代・30代ともに転入超過である。【都道府県の合計特殊出生率の定義については「令和3年度 出生に関する統計の概況」、人口移動は「住民基本台帳人口移動報告 2023年(令和5年)結果」より】
292	千葉県	本文	33	7				—修正案— ・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、合計特殊出生率が低く、我が国全体の出生数に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。
292-1	千葉県	本文	33	7	・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、合計特殊出生率が低く、我が国全体の出生数に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。	・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏の動向がでは、合計特殊出生率が低く、我が国全体の出生数に大きな影響を与えている。	東京圏で合計特殊出生率が低く算出される主な要因としては、地方から未婚女性が転入することで算定の分母が大きくなることが挙げられるため、一概に、“出生率が低い”＝”国全体の出生数に大きな影響を与える”とは言えない。よって、次の通りの修正を提案する。 なお、貴局から“20代の人口はそのまま30代においても維持されるならば、仮に20代で出産しなくても30代で出産すれば合計特殊出生率に反映される(計上時期がずれるだけであって、昔であれば20代で計上されていた数値が30代で計上される)ことから、特定の数年の年齢層の人口がのみ増えた場合の合計特殊出生率に与える影響と同程度とは言えないと考える”と回答いただいたが、実際は、各年代の人口比率は変化しており、R2年度国勢調査の結果では、H27の結果と比較し、東京圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)の15～49歳の女性数における、15～24歳の女性の比率は上昇しており(15～29歳女性の比率も上昇している)、全体として、出生率を下げる方向に影響しているものと考える。	意見のとおり修正(一部表現を適正化) ・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、 合計特殊出生率が低く 、我が国全体の出生数の減少に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。 【対応終了】

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
259	関東商工会 議所連合会	本文	33	7	住宅価格が高い東京圏においては、合計特殊出生率が全国平均より低く、我が国全体の出生数の減少に大きな影響を与えている。	住宅価格が高い東京圏においては、2023年の出生数が22万人を下回り、我が国全体の出生数の減少に大きな影響を与えている。	合計特殊出生率は 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、年齢別出生率とは、ある年齢の女性の数を分母として、その年齢の女性が生んだ子どもの数を分子にした場合の割合である。未婚の若年女性の流入が多い東京圏においては分母における未婚女性の拡大が他道府県と比べて大きく、数式の構造上、少子化が進行している(出生数が減少している)かどうかに関わらず、年齢別出生率および合計特殊出生率は低くなる傾向にある。反対に、就職期を主として若年未婚女性が流出する自治体の合計特殊出生率は高くなる傾向にある。こうした合計特殊出生率の特性を勘案すると、「東京圏の合計特殊出生率が全国平均より低いこと」が「我が国の出生数の減少」に影響を与えていると言い難く、統計的事実である出生数に関する記載に留めた方が良いと考えるため。	－修正案－ 人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、 合計特殊出生率が低く 、我が国全体の出生数に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。
259-2	関東商工会 議所連合会	本文	33	7	人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、 合計特殊出生率が低く 、我が国全体の出生数に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。	人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、 2023年の出生数が22万人を下回るなど 、我が国全体の出生数に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。	社会増減に左右されてしまう合計特殊出生率だけをもって特定地域が国全体の少子化に影響していると論じるべきでないと考えます。 本計画では期間合計特殊出生率を用いていること、また現時点で合計特殊出生率が様々な比較に用いられていることは理解しました。しかしながら、合計特殊出生率は移民比率が少ない国家単位ではその推移の高低位に意味があるものの、人の流入が激しい自治体間の比較には適していません。自治体間の少子化動向を正しく認識するには、出生数の変化率を指標とすべきであり、合計特殊出生率を「地域比較(自治体間の比較と理解)」に用いるべきではないと考えます。 総務省「住民基本台帳人口移動報告(2024年)」で確認したところ、東京圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)の年齢別転入出数において、女性では22歳の+20,623人が転入超過のピーク、18歳～21歳あるいは23歳～25歳の各年齢でも高水準の転入超過数となっており、その多くが未婚女性であると推測されます。。ご指摘のとおり30代も転入超過であり、30代になっても未婚女性の流入が続いていると考えます。また東京圏における男女合計の転入出数で見たととき、0歳～6歳までは全年齢でマイナス(転出超過)となっており、また未就学児が単独で転出することは考えにくいため、未就学児を持つ世帯においては転出超過となっているほか、子どもが生まれる直前のタイミングで夫婦2人世帯が転出しているケースも多いものと考えます。これらの傾向は、コロナ禍を除いてほぼ同様であったと認識しています。つまり、東京圏では「未婚女性が転入超過」かつ「子供を産み育てる世代の既婚女性が転出超過」という状況、またわが国では未婚女性ではなく既婚女性(授かり婚を含む)が子供を産むケースが大半であることから、東京圏の合計特殊出生率においては、社会増減がマイナスの影響を与えていると考えます。よって、社会増減に左右されてしまう合計特殊出生率だけをもって特定地域が国全体の少子化に影響していると論じるべきでないと考えます。 「母の年齢階級別出生率(令和3年度 出生に関する統計の概況)」の分母には「5 歳階級別の女性の日本人人口」が用いられており、当然ながら未婚女性と既婚女性を合算した数値となっています。東京都においても子供(東京都の場合は0歳～8歳までの全年齢で転出超過)を持つ既婚女性が転出超過であること、子どもが生まれる直前に夫婦2人世帯が転出しているケースも多いと推察されること、またわが国では既婚女性(授かり婚を含む)が子供を産むケースが大半であることから、東京都の30代の年齢階級別出生率が30代既婚女性の社会減により押し下げられている可能性が極めて高いと考えます。	意見のとおり修正(一部表現を適正化) ・人口減少の原因である少子化についてみると、若年人口が集中する東京圏では、 合計特殊出生率が低く 、我が国全体の出生数の 減少 に大きな影響を与えている。また都市部・地方部を問わず、長年の少子化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足が顕在化している。 【対応終了】

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
271	東京都	本文	37	10	首都圏では、2023 年に山梨県で 1.32、群馬県で 1.25、茨城県で 1.22と全国平均を上回っているが、神奈川県では 1.13、千葉県では 1.14、埼玉県では 1.14、東京都では 0.9981まで低下し、東京都を中心に合計特殊出生率の低下が一層深刻である。さらに、出生数 81を見ると、首都圏で1番出生数が少ない山梨県では 5,000 人を下回り、全国で1番出生数の多い東京都においても9 万人を下回るなど、出生数の減少に歯止めがかからない。	首都圏では、2023 年に山梨県で 1.32、群馬県で 1.25、茨城県で 1.22と全国平均を上回っているが、神奈川県では 1.13、千葉県では 1.14、埼玉県では 1.14、東京都では 0.9981まで低下し、東京都を中心に合計特殊出生率の低下が一層深刻である。さらに、出生数 81を見ると、首都圏で1番出生数が少ない山梨県では 5,000 人を下回り、全国で1番出生数の多い東京都においても9 万人を下回るなど、出生数の減少に歯止めがかからない。	・人口減少は日本全体の問題であり、地方が一丸となって取り組むべき課題である。 ・東京一極集中と日本全体の人口減少を関連づけた考え方は、そもそも因果関係が不明確であり、事実に基づく議論が必要である。 ・未婚の女性が流入する都市部の合計特殊出生率は低く出るため、自治体間の比較には適さず、これのみで特定地域の少子化を論じることは不適切である。 ・また、東京は、多くの若者が集まることで出会いの場となっており、婚姻率は全国1位、結婚している女性に着目した有配偶出生率も全国平均を上回っている。 ・このようなエビデンスを見ても、東京を日本全体の少子化の原因とするような記述は誤りである。	意見踏まえ修正 ※首都圏全体の出生動向及びうち若年女性の人口が多い東京圏及び東京都の出生動向について記載しており、東京一極集中と日本全体の人口減少を関連づけた記載ではない。 →未婚の女性が流入するとのことであるが、転入者・転出者のうち未婚・既婚の割合に関するデータがあれば、ご教示をお願いします。 東京都の合計特殊出生率は20代前半・20代後半の年齢階級別出生率の低いことが影響を与えていることは理解している。 しかしながら、30代の年齢階級別出生率をみると、東京都の平均初婚年齢30.7歳を含む30代前半をみても88.8と全国平均98.5より低い。30代後半では62.5と全国平均55.8より高いものの、20代後半の全国平均77.2や30代前半の全国平均98.5に及ばず、20代の年齢階級別出生率が低い(出産が少ない)分に対応して30代で高くなっているかというそうではない(出産が20代で減った分30代で増えていない)と考えている。 【平均初婚年齢は令和5年人口動態調査、年齢階級別出生率は「令和3年度 出生に関する統計の概況」より】 東京都の婚姻率と有配偶者出生率のデータはご意見のとおりである。 ただし、婚姻率について詳しくみると、東京都の全人口の若年層の人口割合が全国で1番高いことが影響しており、20～30代の女性人口を分母として婚姻率を算定すると、21.2%となる。(全国平均22.5%)そのため、20～30代という出産が多い世代に限ると、婚姻率は高いとはいえないと考えている。 ―修正案― (1) 出生数 ・合計特殊出生率や若年層の動向(加速する少子化) ・我が国の出生数は2023年に前年から5.6%減少して72.7万人になった。2016年に100万人を下回ってから7年間で年平均4.1%減少しており、2000年～2015年までの年平均1.0%の減少幅から大きくなっている。このまま仮に毎年3.5%ずつ減少すると2035年にも出生数が50万人を下回ることになる。このような状況により、我が国の少子化は加速している。 ・ 首都圏における 出生数を見ると、1番出生数が少ない山梨県では5,000人を下回り、全国で1番出生数の多い東京都においても9万人を下回るなど、 出生数が減少している 。 ・ 合計特殊出生率を見ると 、山梨県で1.32、群馬県で1.25、茨城県で1.22と全国平均を上回っているが、神奈川県では1.13、千葉県では1.14、埼玉県では1.14、東京都では0.99である。 ・ 進学や就職を機会とする 東京圏への転入が続いており、 東京圏では 、20～39歳女性全国の33.3%(2023年)が居住し、 東京都では全国最大の約14%が居住している 。 ・合計特殊出生率は東京圏において、全国平均より低く、東京都においては最も低い。 【対応終了】
272	東京都	本文	37	13	・前述のとおり進学や就職で若年層が集まり、結婚、子育てを機に転出する人が多いといったこともあり、若年層の東京圏への転入が続いており、全国の若年層のうち首都圏が占める割合は大きい。将来、母親となる 20～39歳女性の人口総数に対する各地域が占める割合については、東京圏は増加傾向にあり、全国の33.3%(2023 年)を占めている。親となる 20～39 歳までの若年層が約3分の1を占める東京圏において合計特殊出生率が全国平均より低く、特に若年層が全国で最も多い東京都においては合計特殊出生率が最も低い。このような状況により、我が国の少子化は加速している。	・前述のとおり進学や就職で若年層が集まり、結婚、子育てを機に転出する人が多いといったこともあり、若年層の東京圏への転入が続いており、全国の若年層のうち首都圏が占める割合は大きい。将来、母親となる 20～39歳女性の人口総数に対する各地域が占める割合については、東京圏は増加傾向にあり、全国の33.3%(2023 年)を占めている。親となる 20～39 歳までの若年層が約3分の1を占める東京圏において合計特殊出生率が全国平均より低く、特に若年層が全国で最も多い東京都においては合計特殊出生率が最も低い。このような状況により、我が国の少子化は加速している。	・36ページ8行目の理由と同様・結婚、子育てを機に転出する人が多いことが、若年層の東京圏への転入の理由ではないため、削除・「将来、母親となる」や「親となる」は多様な生き方が広がる中で不適切である。 ・合計特殊出生率は全国で下がっており、その背景に子育ての負担感の増大や、仕事と子育ての両立の困難さ、経済面での不安など若年層や子育て世帯が様々な課題に直面している状況がある。 また、都は、進学や就職で全国から未婚者が集まり、結婚、子育てを機に隣県に移る人も多く、合計特殊出生率が低く出る傾向がある。東京都の合計特殊出生率が全国で最も低いことが少子化を加速しているわけではないため、削除。	
273	東京都	本文	37	13	親となる 20～39 歳までの若年層が約3分の1を占める東京圏において合計特殊出生率が全国平均より低く、特に若年層が全国で最も多い東京都においては合計特殊出生率が最も低い。このような状況により、我が国の少子化は加速している。	親となる 20～39 歳までの若年層が約3分の1を占める東京圏において合計特殊出生率が全国平均より低く、特に若年層が全国で最も多い東京都においては合計特殊出生率が最も低い。このような状況により、我が国の少子化は加速している。	東京の合計特殊出生率が低く出るのは独身の若い世代(10代後半から20代)が多く集まっているからという側面もある。現に出生率(人口千対で算出)は東京は全国でも上位である。少子化を加速してるとは到底言えない。	

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
271-1	東京都	本文	37	13		(1) 出生数・合計特殊出生率や若年層の動向 (加速する少子化) ・我が国の出生数は2023年に前年から5.6%減少して72.7万人になった。2016年に100万人を下回ってから7年間で年平均4.1%減少しており、2000年～2015年までの年平均1.0%の減少幅から大きくなっている。このまま仮に毎年3.5%ずつ減少すると2035年には約も出生数が50万人を下回ることになる。 このような状況により、我が国の少子化は加速している。 ・首都圏における出生数を見ると、1番出生数が少ない山梨県では5,000人を下回り、全国で1番出生数の多い東京都においても9万人を下回るなど、出生数が減少している。 ・合計特殊出生率を見ると、山梨県で1.32、群馬県で1.25、茨城県で1.22と全国平均を上回っているが、神奈川県では1.13、千葉県では1.14、埼玉県では1.14、東京都では0.99である。 ・進学や就職を機会とする東京圏への転入が続いており、東京圏では、20～39歳女性全国の33.3%(2023年)が居住し、東京都では全国最大の約14%が居住している。 ・合計特殊出生率は東京圏において、全国平均より低く、東京都においては最も低い。	・仮の出生数を受けて、「このような状況により、我が国の少子化は加速している。」と記載するのは不適當ではないか。 ・合計特殊出生率は女性人口の自治体間移動による影響を受けるため、都道府県間や圏域間で比較することに意味がない。 ・合計特殊出生率のみを以て少子化の状況を正しく表すものではない。例えば、婚姻率や有配偶出生率などの指標も活用し、多面的に捉えるべきである。 ・この文脈の最後に記載されると、東京が日本全体の少子化の原因とするような記述となっており、削除するべきである。	意見を踏まえ修正 ――修正案―― ・我が国の出生数は2023年に前年から5.6%減少して72.7万人になった。2016年に100万人を下回ってから7年間で年平均4.1%減少しており、2000年～2015年までの年平均1.0%の減少と比較し、減少幅が拡大していることから、我が国の少子化は加速している。このまま仮に毎年3.5%ずつ減少すると2035年には約も出生数が50万人を 下回る ことになる。 ・首都圏における出生数を見ると、1番出生数が少ない山梨県では5,000人を下回り、全国で1番出生数の多い東京都においても9万人を下回るなど、出生数が減少している。 ・合計特殊出生率を見ると、山梨県で1.32、群馬県で1.25、茨城県で1.22と全国平均を上回っているが、神奈川県では1.13、千葉県では1.14、埼玉県では1.14、東京都では0.99と、東京圏は 全国平均より低く、東京都では最も低い 。 ・進学や就職を機会とする東京圏への転入が続いており、東京圏では、20～39歳女性全国 人口 の33.3%(2023年)が居住し、東京都では全国最大の約14%が居住している。
271-2	東京都	本文	37	4	・我が国の出生数は2023年に前年から5.6%減少して72.7万人になった。2016年に100万人を下回ってから7年間で年平均4.1%減少しており、2000年～2015年までの年平均1.0%の減少と比較し、減少幅が拡大していることから、我が国の少子化は加速している。このまま仮に毎年3.5%ずつ減少すると2035年には約も出生数が50万人を下回ることになる。 ・首都圏における出生数を見ると、1番出生数が少ない山梨県では5,000人を下回り、全国で1番出生数の多い東京都においても9万人を下回るなど、出生数が減少している。 ・合計特殊出生率を見ると、山梨県で1.32、群馬県で1.25、茨城県で1.22と全国平均を上回っているが、神奈川県では1.13、千葉県では1.14、埼玉県では1.14、東京都では0.99と、東京圏は全国平均より低く、東京都では最も低い。 ・進学や就職を機会とする東京圏への転入が続いており、東京圏では、20～39歳女性全国人口の33.3%(2023年)が居住し、東京都では全国最大の約14%が居住している。	・我が国の出生数は2023年に前年から5.6%減少して72.7万人になった。2016年に100万人を下回ってから7年間で年平均4.1%減少しており、2000年～2015年までの年平均1.0%の減少と比較し、減少幅が拡大していることから、我が国の少子化は加速している。このまま仮に毎年3.5%ずつ減少すると2035年には約も出生数が50万人を下回ることになる。 ・首都圏における出生数を見ると、1番出生数が少ない山梨県では5,000人を下回り、全国で1番出生数の多い東京都においても9万人を下回るなど、出生数が減少している。 ・合計特殊出生率を見ると、山梨県で1.32、群馬県で1.25、茨城県で1.22と全国平均を上回っているが、神奈川県では1.13、千葉県では1.14、埼玉県では1.14、東京都では0.99と、東京圏は全国平均より 低く、東京都では最も低い 。 ・進学や就職を機会とする東京圏への転入が続いており、東京圏では、20～39歳女性全国の33.3%(2023年)が居住し、東京都では全国最大の約14%が居住している。	・東京の合計特殊出生率が最も低いことを強調することで、東京が日本全体の少子化の原因とするような記述となっており、削除するべきである。 ・合計特殊出生率以外の少子化に関する指標について、都の状況は以下のとおりである。これらの指標を踏まえると、全国に比して都の数値が上回っており、合計特殊出生率のみを取り上げて自治体間比較することは現状を正しく表していない。 ①婚姻率(2020年) →全国:4.3‰であるのに対し、都は5.5‰であり、都の方が高い。 ②出生数の減少率(2005～2022年の出生数の減少率) →全国では27.5%減少しているが、東京都は5.6%の減少に留まる。 ③有配偶出生率(2020年) →全国が72.9‰であるのに対し、都は74.9‰、都の方が高い。 (参考)東京都の少子化対策2025(P8) https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/kodomoseisaku/book/2025-02_tokyo_syoshika2025/#page=9 ・また、自治体間で合計特殊出生率の比較をする際には、人口移動の影響に留意すべきであるとの意見を有識者からも得ている。 (参考①)東京都の少子化対策2025(P67) https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/kodomoseisaku/book/2025-02_tokyo_syoshika2025/#page=68 (参考②)令和6年総務委員会答弁 https://www.record.gikai.metro.tokyo.lg.jp/770008?Template=document&Id=19370#one:173	意見のとおり修正 【対応終了】

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
276	東京都	本文	45	27	(地方への弊害) ・我が国の人口の社会移動の動態をマクロに見ると、全国から首都圏へ、首都圏の中でさらに東京圏に向かう一極集中構造になっている。 ・この構造は、東京圏で過度な「集中」に伴う弊害を生み出す一方、人口や雇用の流出により地方の自立を困難にしている。これが過度な「集中」による最大の弊害である。	(地方への弊害) ・我が国の人口の社会移動の動態をマクロに見ると、全国から首都圏へ、首都圏の中でさらに東京圏に向かう一極集中構造になっている。 ・この構造は、東京圏で過度な「集中」に伴う弊害を生み出す一方、人口や雇用の流出により地方の自立を困難にしている。これが過度な「集中」による最大の弊害である。	・東京一極集中是正の名のもとに東京と地方が限られたパイを奪い合うという議論を行うのでは、人口減少をはじめとする諸課題の本質的な解決を図ることはできないため、削除。 ・日本全体の持続的な発展のためには、首都圏とりわけ東京圏のヒト・モノ・カネ・情報の集積を最大限活かしていくべきである。また、若年層が職種の選択肢や賃金等の条件などといった点から地方から東京へ移動している(本文34ページ13行目)のであれば、地方の魅力を高めることが重要であり、東京一極集中の是正は地方の自立に向けた根本的な解決には至らない。	意見を踏まえ修正 ―修正案― (東京一極集中の弊害) ・我が国の人口の社会移動の動態をマクロに見ると、全国から首都圏へ、首都圏の中でさらに東京圏に向かう一極集中構造になっている。 この構造は、東京圏で過度な「集中」に伴う災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性等の弊害を生み出している。 ・一方、人口や雇用の流出、地域産業の弱体化等が続く地方の持続可能性は、大きな困難に直面している。
276-2	東京都	本文	45	27	(東京一極集中の弊害) ・我が国の人口の社会移動の動態をマクロに見ると、全国から首都圏へ、首都圏の中でさらに東京圏に向かう一極集中構造になっている。この構造は、東京圏で過度な「集中」に伴う災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性等の弊害を生み出している。 ・一方、人口や雇用の流出、地域産業の弱体化等が続く地方の持続可能性は、大きな困難に直面している。	(東京一極集中の弊害) ・我が国の人口の社会移動の動態をマクロに見ると、全国から首都圏へ、首都圏の中でさらに東京圏に向かう一極集中構造になっている。この構造は、東京圏で過度な「集中」に伴う災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性等の弊害を生み出している。 ・一方、人口や雇用の流出、地域産業の弱体化等が続く地方の持続可能性は、大きな困難に直面している。	・「東京圏への一極集中」と「地方の持続可能性が大きな困難に直面した」という内容が併記されており、東京圏一極集中の是正が地方の課題解決に不可欠であるかのような誤解を与える記述とするべきではない。 ・日本全体の持続的な発展のためには、首都圏とりわけ東京圏のヒト・モノ・カネ・情報の集積を最大限活かしていくべきである。また、若年層が職種の選択肢や賃金等の条件などといった点から地方から東京へ移動している(34ページ22行目)のであれば、地方の魅力を高めることが重要であり、東京一極集中の是正は地方の自立に向けた根本的な解決には至らない。	ご意見を踏まえ、地方部が直面する課題を中心とした記載に変更。 (修正箇所: 赤字) (地方部が直面する課題) ・地方部においては、人口減少や高齢化、これらに起因した様々な分野における人手不足、地域産業の弱体化等が続いており、その持続可能性は大きな困難に直面している。 ・東京圏の暮らしや経済は、東京圏以外の地方からのエネルギーや食料等に支えられていることも踏まえると、東京圏も含めこの困難に対応する必要がある。 【対応終了】
277	東京都	本文	46	3	・かつての経済成長の成功体験から続く、30 年以上にわたる「停滞」と、過度な「集中」により、国際競争力の低下や災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性、生物多様性や自然環境の喪失、急速な少子化などの弊害が顕在化してきた。	・かつての経済成長の成功体験から続く、30 年以上にわたる「停滞」と、過度な「集中」により、国際競争力の低下や災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性、生物多様性や自然環境の喪失、 急速な少子化 などの弊害が顕在化してきた。	過度な「集中」が急速な少子化を招いているとするのは、因果関係が不明確	意見を踏まえ修正 ―修正案― ・かつての経済成長の成功体験から続く、30 年以上にわたる「停滞」と、過度な「集中」により、国際競争力の低下や災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性、生物多様性や自然環境の喪失、 人口の地域偏在による弊害 が顕在化してきた。
277-1	東京都	本文	46	3		・かつての経済成長の成功体験から続く、30 年以上にわたる「停滞」と、過度な「集中」により、 国際競争力の低下 や災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性、生物多様性や自然環境の喪失などの、 人口の地域偏在による 弊害が顕在化してきた。	過度な「集中」が国際競争力の低下や人口の地域偏在による弊害を招いているとするのは、因果関係が不明確	意見を踏まえ修正 ※なお、地域間における人口の地域偏在は1章4節「1. 減少する人口と進む年への集中において」(地方部で進行する人口減少)や(若年層・若年女性が集まる東京圏)に記載のとおり顕在化している認識であるため、現案のとおり ―修正案― ・ バブル崩壊後の 30 年以上にわたる「停滞」により生じた 国際競争力の低下 や、過度な「集中」による災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性、生物多様性や自然環境の喪失、 人口の地域偏在 に伴う弊害が顕在化してきた。

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
277-2	東京都	本文	46	3	・バブル崩壊後の30 年以上にわたる「停滞」により生じた国際競争力の低下や、過度な「集中」による災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性、生物多様性や自然環境の喪失、人口の地域偏在に伴う弊害が顕在化してきた。	バブル崩壊後の30 年以上にわたる「停滞」により生じた国際競争力の低下や、過度な「集中」による災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性、生物多様性や自然環境の喪失などの、 人口の地域偏在に伴う 弊害が顕在化してきた。	過度な「集中」が人口の地域偏在による弊害を招いているとするのは、因果関係が不明確	意見を踏まえ修正 ・バブル崩壊後の30 年以上にわたる「停滞」により生じた国際競争力の低下や、過度な「集中」による災害リスクの増大、エネルギー・食料供給の脆弱性、生物多様性や自然環境の喪失 などに伴うの、人口の地域偏在に伴う 弊害が顕在化してきた。 【対応終了】
278	東京都	本文	51	32	・人口減少・少子高齢化が進行する中、東京圏への過度な集中による弊害を是正し、人間らしい、多様で“ゆたかな”暮らしを創造し、持続可能な地域づくりを進める。 ・地方への人の流れを生み、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大等につながる移住・二地域居住を促進する。	・人口減少・少子高齢化が進行する中、 東京圏への過度な集中による弊害を是正し、 人間らしい、多様で“ゆたかな”暮らしを創造し、持続可能な地域づくりを進める。 ・ 地方への人の流れを生み、 地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大等を につながる移住・二地域居住 を促進する。	・全国計画p22においても「世界有数の国際都市としての東京の強みを活かしつつ、(中略)激化する国際競争に打ち勝つ我が国の成長を牽引する国際競争力の強化を図る必要がある。」との記載があり、首都圏とりわけ東京圏は既存の集積を最大限活かすことで、世界から人・モノ・カネ・情報を惹きつけることが期待されているなど、集積のメリットや強みを活かした取組が求められる中、あたかも東京一極集中が原因で多様で”ゆたかな”暮らしが損なわれているかのような誤解を招く記載は削除すべき。 ・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、東京一極集中の是正を目的とし、無理やり地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、それを意図した表現は削除すべきである。	(二地域居住に関する基本的な考え方) 二地域居住等に関する記述については、マクロな人口動態としては東京圏への人口流入が続く中、二地域居住等に関心のある者に向けた環境整備等を行うことを通じ、地方への人の流れを創出することで都市と地方の間における新たな交流を生み出し、加えて個々人の多様なライフスタイルを実現することを意図しており、個々人の希望に反して一方向的な人の流れを無理矢理創出することは意図していないことから、原案どおりとしたい。 なお、国土形成計画(全国計画)は閣議決定(令和5年7月28日)された政府方針であり、二地域居住等の推進は、全国計画においても国土の刷新に向けた重点テーマとして位置づけられているところ(P27)。現に具体的な取組として、令和6年に改正された広域的地域活性化法に基づく制度を始めとした各種施策を通じて、政府として二地域居住の促進を図っている。 加えて、広域地方計画には「全国計画を基本として」所要の事項を定めるものとされている(国土形成計画法第9条第2項)ところ、本記述は全国計画の記載を受けた記述となっている。 さらに、二地域居住の推進方策の具体化は、「地方創生 2.0 の「基本的な考え方」」(令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定)において地方創生2.0の基本構想の5本柱に沿った政策の1つとされており、今後も政府の重要施策として位置づけられることが想定される。 その上で、意見を踏まえ修正
278	東京都	本文	51	32				ー修正案ー (4) 多様で“ゆたかな”暮らしの創造 ・人口減少・少子高齢化が進行する中、人間らしい、多様で“ゆたかな”暮らしを創造し、持続可能な地域づくりを進める。 ・地方への人の流れを生み、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大等につながる移住・二地域居住を促進する。

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
278-1	東京都	本文	51	32	(4) 多様で“ゆたかな”暮らしの創造 ・人口減少・少子高齢化が進行する中、人間らしい、多様で“ゆたかな”暮らしを創造し、持続可能な地域づくりを進める。 ・地方への人の流れを生み、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大等につながる移住・二地域居住を促進する。	(4) 多様で“ゆたかな”暮らしの創造 ・人口減少・少子高齢化が進行する中、人間らしい、多様で“ゆたかな”暮らしを創造し、持続可能な地域づくりを進める。 ・ 地方への人の流れを生み 、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大等 につながる移住・二地域居住 を促進する。	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、それを意図した表現は削除すべきである。	いただいた意見や現に各協議会構成員が多様な二地域居住等促進策に取り組んでいる点を踏まえ、地方への一方向的な流れを創出する意図がないことが明確となるように修正させていただいた。 (修正箇所: 赤字) ・ 地方への新たな 人の流れを生み、地域の担い手の確保や消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大、 多様なライフスタイルの実現 等につながる移住・二地域居住を促進する。 【対応終了】
281	東京都	本文	106	13	(過度な集中が損なう“ゆたかさ”) ・東京への人口や諸機能の過度な集中は、巨大災害への脆弱性を露呈させるばかりでなく、東京圏に暮らす人々の生活コストや通勤に非常に大きな負担をもたらしている。都心部での住宅価格の高騰など住宅関連をはじめとして生活に不可欠な基礎的なコストは地方と比較すると高い水準にあり、また長距離通勤や通勤ラッシュ、慢性的な交通渋滞等の通勤問題も深刻な状況にある。中央世帯(可処分所得の上位 40%～60%の世帯)において可処分所得から基礎支出125と通勤時間の機会費用126を差し引いた残額を都道府県別に見ると、東京都が最も低く、東京圏が下位を占めている。 ・東京圏への転入は、進学や就職を契機とするものが大部分を占める中、これらの問題は東京圏への集中が許容量を超過していることを表す構造的問題である。進学や就職を理由に転入している人々は、この構造的問題から逃れることが困難な状況にある。経済的に不自由な状況に直面し、長時間の通勤通学により日々の生活の余暇時間も制約される窮状で、東京圏に転入する目的としての仕事・学業に向き合うことと引き換えに、“ゆたかな”暮らしから遠ざけられている。	(過度な集中が損なう“ゆたかさ”) ・東京への人口や諸機能の過度な集中は、巨大災害への脆弱性を露呈させるばかりでなく、東京圏に暮らす人々の生活コストや通勤に非常に大きな負担をもたらしている。都心部での住宅価格の高騰など住宅関連をはじめとして生活に不可欠な基礎的なコストは地方と比較すると高い水準にあり、また長距離通勤や通勤ラッシュ、慢性的な交通渋滞等の通勤問題も深刻な状況にある。中央世帯(可処分所得の上位 40%～60%の世帯)において可処分所得から基礎支出125と通勤時間の機会費用126を差し引いた残額を都道府県別に見ると、東京都が最も低く、東京圏が下位を占めている。 ・東京圏への転入は、進学や就職を契機とするものが大部分を占める中、これらの問題は東京圏への集中が許容量を超過していることを表す構造的問題である。進学や就職を理由に転入している人々は、この構造的問題から逃れることが困難な状況にある。経済的に不自由な状況に直面し、長時間の通勤通学により日々の生活の余暇時間も制約される窮状で、東京圏に転入する目的としての仕事・学業に向き合うことと引き換えに、“ゆたかな”暮らしから遠ざけられている。	・全国計画P22「若者世代が東京に集まることが経済的に豊かな生活に必ずしもつながっていない現実もある」状況を踏まえて、“ゆたかさ”が損なわれている状態だと定義しているため、原案どおりとされている。 ・しかし、経済的に豊かな生活に必ずしもつながっていない状況を指して、「ゆたかさ」が損なわれている」や「人間らしい暮らし」ではないと表記することは、不適切である。 ・首都圏とりわけ東京圏は既存の集積を最大限活かすことで、世界から人・モノ・カネ・情報を惹きつけることが期待されているなど、集積のメリットや強みを活かした取組を進めていく中で、あたかも東京一極集中が原因で多様で“ゆたかな”暮らしが損なわれているかのような誤解を招く記載は削除すべき。また、所得に見合ったものでないとする根拠が不明であり、誤解を招く記載は削除すべき。	意見を踏まえ修正 ※弊害(長距離通勤など機会損失などは発生している)上で、文章(課題)を明確にした。 一修正案一 (過度な集中が損なう“ゆたかさ”) ・ 過度な集中は過密な都市空間や狭小な住環境、道路の渋滞や交通機関の混雑、長距離通勤などの弊害を生じさせており、多様で“ゆたかな”暮らしの実現の障害となっている。 ・また、東京都の可処分所得(中位の世帯)における基礎支出の差額は全国で42位と低く、通勤時間による機会費用を差し引くと、東京都は最下位となる。都道府県別の物価水準は東京都が1番高いため基礎支出が高く、その大きな要因は「住居」である。可処分所得が比較的高いものの、生活コストを考えると、経済的にも豊かとは言えない。 ・東京圏には魅力的な進学先や就職先が多く、これらを求め転入してきた人々は、長時間の通勤通学により日々の余暇時間が制約されるなど自然環境や社会的・文化的な面も含めた、一段上の包括的な“ゆたかさ”を諦めざるをえない場合もある。 ...
281-1	東京都	本文	106	13		(過度な集中が損なう“ゆたかさ”) ・過度な集中は過密な都市空間や狭小な住環境、道路の渋滞や交通機関の混雑、長距離通勤などの弊害を生じさせており、多様で“ゆたかな”暮らしの実現の障害となっている。 ・また、東京都の可処分所得(中位の世帯)における基礎支出の差額は全国で42位と低く、通勤時間による機会費用を差し引くと、東京都は最下位となる。都道府県別の物価水準は東京都が1番高いため基礎支出が高く、その大きな要因は「住居」である。可処分所得が比較的高いものの、生活コストを考えると、経済的にも豊かとは言えない。 ・東京圏には魅力的な進学先や就職先が多く、これらを求め転入してきた人々は、長時間の通勤通学により日々の余暇時間が制約されるなど自然環境や社会的・文化的な面も含めた、一段上の包括的な“ゆたかさ”を諦めざるをえない場合もある。	首都圏とりわけ東京圏は既存の集積を最大限活かすことで、世界から人・モノ・カネ・情報を惹きつけことが期待されているなど、集積のメリットや強みを活かした取組を進めていく中で、あたかも東京圏では多様で“ゆたかな”暮らしが損なわれているかのような誤解を招く記載は削除すべき。	意見を踏まえ修正 集積がもたらす経済的合理性のみで計ることが出来ない、現状より一段上(更なる)“ゆたかな”暮らしを実現が必要と認識。本項では、この認識のもと、(更なる)“ゆたかな”暮らし実現を諦めざる得ない場合があり、その理由としては渋滞や混雑、長時間の通勤時間により余暇時間の制約などの機会損失であることを記載したものである。 一修正案一 (包括的な“ゆたかさ”の損失) ・過度な集中は過密な都市空間や狭小な住環境、道路の渋滞や交通機関の混雑、長距離通勤などの弊害を生じさせている。 ・東京圏には魅力的な進学先や就職先が多く、これらを求め転入してきた人々は、長時間の通勤通学により日々の余暇時間が制約されるなど、一段上の包括的な“ゆたかさ”を諦めざるをえない場合もある。 ・例えば、東京都の可処分所得は 中位の世帯において全国12位と比較的高いものの、基礎支出を差し引いた額は42位と低く、通勤時間による機会費用を差し引くと最下位となる。 ...

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
281-2	東京都	本文	106	13	(包括的な“ゆたかさ”の損失) ・過度な集中は過密な都市空間や狭小な住環境、道路の渋滞や交通機関の混雑、長距離通勤などの弊害を生じさせている。 ・東京圏には魅力的な進学先や就職先が多く、これらを求め転入してきた人々は、長時間の通勤通学により日々の余暇時間が制約されるなど、一段上の包括的な“ゆたかさ”を諦めざるをえない場合もある。 ・例えば、東京都の可処分所得は中位の世帯において全国12位と比較の高いものの、基礎支出を差し引いた額は42位と低く、通勤時間による機会費用を差し引くと最下位となる。 ...	(包括的な“ゆたかさ”の損失) ・過度な集中は過密な都市空間や狭小な住環境、道路の渋滞や交通機関の混雑、長距離通勤などの弊害を生じさせている。 ・東京圏には魅力的な進学先や就職先が多く、これらを求め転入してきた人々は、長時間の通勤通学により日々の余暇時間が制約されるなど、一段上の包括的な“ゆたかさ”を諦めざるをえない場合もある。 ・例えば、東京都の可処分所得は中位の世帯において全国12位と比較の高いものの、基礎支出を差し引いた額は42位と低く、通勤時間による機会費用を差し引くと最下位となる。	・首都圏とりわけ東京圏は既存の集積を最大限活かすことで、世界から人・モノ・カネ・情報を惹きつけことが期待されているなど、集積のメリットや強みを活かした取組を進めていく中で、あたかも東京圏では現状より一段上の包括的な“ゆたかさ”の実現が難しいかのような記述は、誤解を招くことから削除するべき。	いただいた意見を踏まえ、「東京圏では現状より一段上の包括的な“ゆたかさ”の実現が難しい」といった誤解を避けるため、以下のとおり修正。 (包括的な“ゆたかさ”の追求) ・第2節で述べたとおり、首都圏は国内外の人々を引きつける多様な文化的資源や自然環境を有した圏域である一方で、適切な対策を講じなければ、過密な都市空間や狭小な住環境、道路の渋滞や交通機関の混雑、長距離通勤などの過度な集中に起因した課題が拡大するおそれがあるなど、包括的な“ゆたかさ”への障害を抱え得るという面も有している。 ・これらの課題を克服し、首都圏が有する自然環境や社会的・文化的な面も含めた包括的な“ゆたかさ”に磨きをかけ、こうした“ゆたかさ”をあらゆる人々が享受できるような社会を追求していくことが求められている。
281-3	東京都	本文	106	13		(包括的な“ゆたかさ”の追求) ・第2節で述べたとおり、首都圏は国内外の人々を引きつける多様な文化的資源や自然環境を有した圏域である一方で、 適切な対策を講じなければ 、過密な都市空間や狭小な住環境、道路の渋滞や交通機関の混雑、長距離通勤などの 過度な集中に起因した 課題が 拡大するおそれがあるなど 、包括的な“ゆたかさ”への 障害を抱え得るという面も有している 。 ・これらの課題を克服し、首都圏が有する自然環境や社会的・文化的な面も含めた包括的な“ゆたかさ”に磨きをかけ、こうした“ゆたかさ”をあらゆる人々が享受できるような社会を追求していくことが求められている。	・首都圏は既存の集積を最大限活かすことで、世界から人・モノ・カネ・情報を惹きつけことが期待されているなど、集積のメリットや強みを活かした取組を進めていく必要があるにもかかわらず、集積が包括的な“ゆたかさ”への障害となっているような記述は、削除すべき。	いただいた修正案を、表現を適正化する観点から以下のとおり修正。 (包括的な“ゆたかさ”の追求) ・第2節で述べたとおり、首都圏は国内外の人々を引きつける多様な文化的資源や自然環境を有した圏域である一方で、過密な都市空間や狭小な住環境、道路の渋滞や交通機関の混雑、長距離通勤などの課題 があるを有する 。 ・これらの課題を克服し、首都圏が有する自然環境や社会的・文化的な面も含めた包括的な“ゆたかさ”に磨きをかけ、こうした“ゆたかさ”をあらゆる人々が享受できるような社会を追求していくことが求められている。 【対応終了】
282	東京都	本文	107	15	・人口減少・高齢化社会において、東京への過度な集中による弊害が顕在化する首都圏の課題はとても解決困難なものであるが、首都圏における課題解決なくして、国土全体の発展はなし得ない。デジタル田園都市国家構想総合戦略において設定された、2027年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる目標の実現を図るため、人口過剰による不経済の是正と人口に依存しない東京圏の成長を目指しつつ、若年層の取り合いとは一線を画して、東京への過度な集中がもたらす困難な諸課題に立ち向かう必要がある。	・人口減少・高齢化社会において、 東京への過度な集中による弊害が顕在化する 首都圏の課題はとても解決困難なものであるが、首都圏における課題解決なくして、国土全体の発展はなし得ない。デジタル田園都市国家構想総合戦略において設定された 、2027年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる目標の実現を図るため、人口過剰による不経済の是正と人口に依存しない東京圏の成長を目指しつつ、若年層の取り合いとは一線を画して、東京への過度な集中がもたらす困難な諸課題に立ち向かう必要がある。	・国土形成計画(全国計画)等に記載があるからという理由で修正意見が不採用となっているが、日本の未来のために地域の活性化を図る点に異論はないが、その方策として「東京一極集中の是正」を謳うことでは、国内の限られたパイを奪い合う議論にしかならず、日本全体の持続的な発展にはつながらない。 ・日本全体の持続的な発展のためには、首都圏とりわけ東京圏のヒト・モノ・カネ・情報の集積を最大限活かしていくべきである。	当該箇所は(過度な集中が損なう“ゆたかさ”)全体の中で見直し ※No.281及び283のとおりに

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安（文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。）

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
283	東京都	本文	107	22	・人口減少を乗り越え、持続可能で活力ある国土の形成を図り、一人ひとりが多様で“ゆたかな”暮らしを送ることができる首都圏となるため、首都圏全体として社会変革を進める必要がある。地方への人の流れの創出・拡大を図るための二地域居住や移住・定住の促進、全国で最も進行する少子化の改善、そして地域生活圏の形成を含めたシームレスな生活圏の形成の観点から、持続的な地域づくりにより、首都圏における課題解決に取り組む。	・人口減少を乗り越え、持続可能で活力ある国土の形成を図り、一人ひとりが多様で“ゆたかな”暮らしを送ることができる首都圏となるため、首都圏全体として社会変革を進める必要がある。 地方への人の流れの創出・拡大を図るための二地域居住や移住・定住の促進、全国で最も進行する 少子化の改善、そして地域生活圏の形成を含めたシームレスな生活圏の形成の観点から、持続的な地域づくりにより、首都圏における課題解決に取り組む。	・地方への人の流れ等は、こうした地域を創った結果として個人の希望に応じて選択すべきものであり、意図的に流れを作り出すべきものではない。 ・国土形成計画(全国計画)に記載があるからという理由で修正意見が不採用となっているが、持続可能で活力ある地域を形成するために人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げることで都市部と地方部との交流を促進するとともに、東京であれ地方であれ、それぞれの持つ強みや魅力を高め、相互に協力し合うことで共に成長する好循環を生み出し、東京と地方の共存共栄を図るような国土計画にすべき。	意見を踏まえ修正 ※基本的な考え方はNo.278と同じ 二地域居住等に関する記述については、マクロな人口動態としては東京圏への人口流入が続く中、二地域居住等に関心のある者に向けた環境整備等を行うことを通じ、地方への人の流れを創出することで都市と地方の間における新たな交流を生み出し、加えて個々人の多様なライフスタイルを実現することを意図しており、一方向的な人の流れを無理矢理創出することは意図していないことから、基本は原案どおりとしたい。 ―修正案― ・これまで、首都圏、特に東京圏は、人口の集積を背景に発展を続けてきた一方で、過度な集中による弊害を生み出してきたことも事実である。また、首都圏も人口減少局面に突入している中、単純に人口の集積を前提とした成長は転機を迎えている。 ・今後は、第2節で述べた首都圏の強みは伸ばしながら、デジタル田園都市国家構想総合戦略において設定された2027年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる目標も踏まえ、若年層の取り合いとは一線を画す形で、東京圏と地方部が共に栄え、成長していくことが求められている。 ・人口減少を乗り越え、持続可能で活力ある国土の形成を図り、一人ひとりが多様で“ゆたかな”暮らしを送ることができる首都圏となるためには、首都圏全体として社会変革を進める必要がある。 具体的には 地方への人の流れの創出・拡大を図るための二地域居住や移住・定住の促進、 全国で最も進行する 少子化の改善、そして地域生活圏の形成を含めたシームレスな生活圏の形成の観点から、持続的な地域づくりにより、首都圏における課題解決に取り組む。
283	東京都	本文	108	7				・地域生活圏の形成を含めたシームレスな生活圏の形成という発想は、労働人口の減少や生活サービス提供機能の低下が危ぶまれる地域をより持続的に経営していくために必要である。地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、多様な官民パートナーシップの構築やデジタルの徹底活用により、行政界にとられない生活圏を意識し、生活に必要なサービスを持続的に提供するための仕組みづくりが求められる。地域の個性を活かしつつ、高度かつ効率的に魅力あふれる地域づくりを実現することが重要である。 特に、首都圏は、高度成長期に整備された大規模住宅団地から、中山間地域や島しょ部まで多様な地域を有しており、それぞれの地域においてそれぞれの課題解決を進めることにより、首都圏全体としての持続的な地域づくりを促進するだけでなく、全国の多様で“ゆたかな”暮らしづくりの道標となることを目指す。 ・首都圏で暮らす一人ひとりが、多様な暮らし方を選択でき、自分にとっての“ゆたかさ”を追求できる寛容な地域を創造する。

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応	
283-1	東京都	本文	107	15		・これまで、首都圏、特に東京圏は、人口の集積を背景に発展を続けてきた一方で、過度な集中による弊害を生み出してきたことも事実である。また、首都圏も人口減少局面に突入している中、単純に人口の集積を前提とした成長は転機を迎えている。 ・今後は、第2節で述べた首都圏の強みは伸ばしながら、デジタル田園都市国家構想総合戦略において設定された2027年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる目標も踏まえ、若年層の取り合いとは一線を画す形で、東京圏と地方部が共に栄え、成長していくことが求められている。 ・人口減少を乗り越え、持続可能で活力ある国土の形成を図り、一人ひとりが多様で“ゆたかな”暮らしを送ることができる首都圏となるためには、首都圏全体として社会変革を進める必要がある。具体的には地方への人の流れの創出・拡大を図るための二地域居住や移住・定住の促進、少子化の改善、そして地域生活圏の形成を含めたシームレスな生活圏の形成の観点から、持続的な地域づくりにより、首都圏における課題解決に取り組む。	・日本の未来のために地域の活性化を図る点に異論はないが、その方策として東京圏への過度な集中を謳うことでは、国内の限られたパイを奪い合う議論にしかならず、日本全体の持続的な発展にはつながらない。 ・日本全体の持続的な発展のためには、首都圏とりわけ東京圏のヒト・モノ・カネ・情報の集積を最大限活かしていくべきである。 ・また、地方への人の流れ等は、魅力的な地域を創った結果として個人の希望に応じて選択すべきものであり、意図的に流れを作り出すべきものではない。 ・持続可能で活力ある地域を形成するために人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げることで都市部と地方部との交流を促進するとともに、東京であれ地方であれ、それぞれの持つ強みや魅力を高め、相互に協力し合うことで共に成長する好循環を生み出し、東京と地方の共存共栄を図るような国土計画にすべき。	(1ボツ目) 広域地方計画については、広域地方計画協議会の議を経ることにより、関係者が協働し取り組むものを整理した計画である点を考慮し、ご意見を踏まえ修正。 (2ボツ目) 地方創生2.0基本構想が令和7年6月に閣議決定されたことを踏まえ、以下のとおり修正。 (修正箇所:赤字) ・今後は、第2節で述べた首都圏の強みは伸ばしながら、デジタル田園都市国家構想総合戦略において設定された2027年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる目標地方創生2.0基本構想において掲げられた「都市と地方が互いに支え合い、一人一人が活躍できる社会をつくる」という10年後に目指す姿(社会像)も踏まえ、若年層の取り合いとは一線を画す形で、東京圏と地方部が共に栄え、成長していくことが求められている。 (3ボツ目) いただいた意見や現に各協議会構成員が多様な二地域居住等促進策に取り組んでいる点を踏まえ、地方への一方向的な流れを創出する意図がないことが明確となるように以下のとおり修正。 (修正箇所:赤字) ・人口減少を乗り越え、持続可能で活力ある国土の形成を図り、一人ひとりが個々の価値観に応じた多様で“ゆたかな”暮らしを送ることができる首都圏となるためには、首都圏全体として社会変革を進める必要がある。具体的には地方への新たな人の流れの創出・拡大を図るための二地域居住や移住・定住の促進、少子化の改善、そして地域生活圏の形成を含めたシームレスな生活圏の形成の観点から、持続的な地域づくりにより、首都圏における課題解決に取り組む。 【対応終了】	
284	東京都	本文	108	17	1. 二地域居住や移住・定住の促進による地方への人の流れの創出・拡大	1. 二地域居住や移住・定住の促進による地方への人の流れの創出・拡大 誰もが自らの意思によりライフスタイルを選択できる多様な暮らし方・働き方	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、東京一極集中の是正を目的とし、無理やり地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、それを意図した表現は削除すべきである。	原案どおり	本記述については、マクロな人口動態としては東京圏への人口流入が続く中、二地域居住等に関心のある者に向けた環境整備等を行うことを通じ、地方への人の流れを創出することで都市と地方の間における新たな交流を生み出し、加えて個々人の多様なライフスタイルを実現することを意図しており、一方向的な人の流れを無理矢理創出することは意図していないことから、原案どおりとしたい。
284-1	東京都	本文	108	17		1. 二地域居住や移住・定住の促進による地方への人の流れの創出・拡大 誰もが自らの意思によりライフスタイルを選択できる多様な暮らし方・働き方	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、それを意図した表現は削除すべきである。	いただいた意見や現に各協議会構成員が多様な二地域居住等促進策に取り組んでいる点を踏まえ、地方への一方向的な流れを創出する意図がないことが明確となるように修正させていただきたい。	(修正箇所:赤字) 1. 二地域居住や移住・定住の促進による地方への新たな人の流れの創出・拡大 【対応終了】
285	東京都	本文	108	26	・この機運を活用し、個人が多様なライフスタイルを選択することができる二地域居住を足がかりとして移住・定住を促進し、地方への人の流れを創出・拡大することは、東京への過度な集中を緩和することにもつながる。	・この機運を活用し、個人が多様なライフスタイルを選択することができる 取組を推進することが望まれる。二地域居住を足がかりとして移住・定住を促進し、地方への人の流れを創出・拡大することとは、東京への過度な集中を緩和することにもつながる。	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、東京一極集中の是正を目的とし、無理やり地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、それを意図した表現は削除すべきである。	意見を踏まえ修正 --修正案-- ・この機運を活用し、二地域居住やそれを足がかりとした移住・定住を促進し、新たな人の流れを創出・拡大することとは、個人が多様なライフスタイルを実現することにつながる。	

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安（文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。）

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
285-1	東京都	本文	108	26		・この機運を活用し、 二地域居住やそれを足がかりとした移住・定住を促進し、新たな人の流れを創出・拡大することは、 個人が多様なライフスタイルを実現することができる取組を推進することが望まれるにつながる。	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、それを意図した表現は削除すべきである。	いただいた意見や現に各協議会構成員が多様な二地域居住等促進策に取り組んでいる点を踏まえ、地方への一方向的な流れを創出する意図がないことが明確となるように修正させていただきたい。また、関連し、後段の文字を修正させていただきたい。 (修正箇所: 赤字) ・こうした機運は、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者である関係人口の創出・拡大にもつながるものである。特に就職を契機に東京圏へ転入した者は、仕事を前提に居住地を選択することが多い。仕事ありきで生活を組み立てることが当たり前となり日々の生活に窮屈さを感じていた者にとっては、普段の生活の場と異なる地域との関わりを楽しみ、居場所や活躍の場、学びの場を得ることで、ライフスタイルの転換やキャリアアップの機会の獲得が可能となる。また、関係人口は、特に地域づくりの担い手不足が深刻な地域において、地域住民の共助の取組に参画し、地域の内発的發展を誘発することが期待される。 ・こうした関係人口の拡大・深化に当たっては、まず魅力ある地域づくり等を通じて地域外の人々が地域に関心をもつきっかけづくりを進め、さらに各地域により深く関わる者を増やすためには、観光来訪やワーケーションの推進から地域のファンづくりを進めるなどの取組が求められる。 【対応終了】
287	東京都	本文	110	25	(3)なりわいの確保とコミュニティ活性化による移住・定住の促進 ・ワーケーションや二地域居住の推進により関係人口の拡大を図った後、移住・定住の促進による定住人口の拡大が期待される。地方におけるサテライトオフィスでの勤務などによる地方創生テレワークにより、転職なき移住も実現可能となる中、生活拠点を都市部から地方部へ移すための取組強化による移住・定住の促進を図る	(3)なりわいの確保とコミュニティ活性化による移住・定住の促進 ・ワーケーションや二地域居住の推進により関係人口の拡大を図った後、移住・定住の促進による定住人口の拡大が期待される。地方におけるサテライトオフィスでの勤務などによる地方創生テレワークにより、転職なき移住も実現可能となる中、 生活拠点を都市部から地方部へ移すための取組強化による移住・定住の促進を図る	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、東京一極集中の是正を目的とし、無理やり地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、それを意図した表現は削除すべきである。	意見を踏まえ修正 ※標題は原案どおり ―修正案― (3)なりわいの確保とコミュニティ活性化による移住・定住の促進 ・ワーケーションや二地域居住の推進により関係人口の拡大を図った後、移住・定住の促進による定住人口の拡大が期待される。 住む場所に縛られない新たなライフスタイルが浸透しつつあり、今や転職なき移住も実現可能となる中、二地域居住等を経て生活拠点を都市部から地方部へ移す意向を抱いた人々に対しては、地方におけるサテライトオフィスでの勤務などによる地方創生テレワーク等の取組強化を通じ、移住・定住の促進を図る。

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
287-1	東京都	本文	110	25		(3)なりわいの確保とコミュニティ活性化による移住・定住の促進 ・ワーケーションや二地域居住の推進により関係人口の拡大を図った後、移住・定住の促進による定住人口の拡大が期待される。住む場所に縛られない新たなライフスタイルが浸透しつつあり、今や転職なき移住も実現可能となる中、二地域居住等を経て生活拠点を都市部から地方部へ移す意向を抱いた人々に対しては、地方における地域におけるサテライトオフィスでの勤務などによる地方創生テレワーク等の取組強化を通じ、移住・定住の促進を図る。	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部、都市部から地方部への動きも可能となる中で、地方への一方向的な流れを意図した表現は削除すべきである。	いただいた意見や現に各協議会構成員が多様な二地域居住等促進策に取り組んでいる点を踏まえ、地方への一方向的な流れを創出する意図がないことが明確となるように修正させていただきたい。 (修正箇所:赤字) (3)なりわいの確保とコミュニティ活性化による移住・定住の促進 ・ワーケーションや二地域居住の推進により関係人口の拡大を図った後、移住・定住の促進による定住人口の拡大が期待される。住む場所に縛られない新たなライフスタイルが浸透しつつあり、今や転職なき移住も実現可能となる中、二地域居住等を経て生活拠点を都市部から地方部へ移す意向を抱いた人々に対しては、地方におけるサテライトオフィスの整備・利用促進等での勤務などによる地方創生テレワーク等の取組強化を通じ、移住・定住の促進を図る。 【対応終了】
288	東京都	本文	111	6	・併せて、東京圏の企業の本社機能の地方移転などを促進するとともに、地域経済を牽引する良質な雇用の受け皿となることが期待される中堅・中小企業の成長を促進する。地方において、若者世代、特に女性が働きたいと思えるような、稼げる仕事、やりたいと思える仕事の創出を図り、なりわいの確保を図る。	・併せて、東京圏の企業の本社機能の地方移転などを促進するとともに、地域経済を牽引する良質な雇用の受け皿となることが期待される中堅・中小企業の成長を促進する。地方において、若者世代、特に女性が働きたいと思えるような、稼げる仕事、やりたいと思える仕事の創出を図り、なりわいの確保を図る。	・国土形成計画(全国計画)等に記載があるからという理由で修正意見が不採用となっているが、地方創生は、多くの人をひきつける魅力ある地域を創ることにより、初めて達成できるものである。地方への企業の本社等の機能の移転は、こうした地域を創った結果、企業の合理的経営判断として生まれるものであり、国が意図的に促進すべきものではない。 ・現在は、多様な働き方の進展により地方部に住みながら都市部の企業に就職することも可能である。雇用機会を確保する観点から人をつなぎとめるために重要なのは、多様な働き方の促進や国全体での雇用創出により国民が望む就労を実現することであり、企業の地方分散のみについて提言することは避けるべきである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となるため、地方への一方的な流れに限った表現とするのは適当でない。	本記述については、地方への本社機能の移転・拡充を検討する企業に対してインセンティブを講じることで、移転先の地方への貢献やBCP対策、社員の多様な働き方の実現等の効果を期待しているものであり、各企業の意思に反して一方向的な企業移転の流れを無理矢理創出することは意図していないことから、原案どおりとした。 なお、国土形成計画(全国計画)は閣議決定(令和5年7月28日)された政府方針であり、企業の本社機能の地方移転は、全国計画においても国土構造の基本構想を実現するための施策の1つとして位置づけられているところ(P22)。現に具体的な取組として、地方拠点強化税制を措置することで、政府として企業の地方移転に対するインセンティブを講じている。 加えて、広域地方計画には「全国計画を基本として」所要の事項を定めるものとされている(国土形成計画法第9条第2項)ところ、本記述は全国計画の記載を受けた記述となっている。 さらに、地方への企業移転は、「地方創生 2.0 の「基本的な考え方」」(令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定)において地方創生2.0の基本構想の5本柱に沿った政策の1つとされており、今後も政府の重要施策として位置づけられることが想定される。
288-1	東京都	本文	111	6		・併せて、東京圏の企業の本社機能の地方移転などを促進するとともに、地域経済を牽引する良質な雇用の受け皿となることが期待される中堅・中小企業の成長を促進する。地方において、若者世代、特に女性が働きたいと思えるような、稼げる仕事、やりたいと思える仕事の創出を図り、なりわいの確保を図る。	・地方創生は、多くの人をひきつける魅力ある地域を創ることにより、初めて達成できるものである。地方への企業の本社等の機能の移転は、こうした地域を創った結果、企業の合理的経営判断として生まれるものであり、国が意図的に促進すべきものではない。 ・現在は、多様な働き方の進展により地方部に住みながら都市部の企業に就職することも可能である。雇用機会を確保する観点から人をつなぎとめるために重要なのは、多様な働き方の促進や国全体での雇用創出により国民が望む就労を実現することであり、企業の地方分散のみについて提言することは避けるべきである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となるため、地方への一方的な流れに限った表現とするのは適当でない。	【依頼】 修正の参考とするために、都として「地方部から都市部への動き」を生み出すために取り組まれている施策がございましたらご教示ください。

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安（文書追記に伴い前後数ページズレる場合があります。）

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
288-2	東京都	本文	111	6	【依頼】 修正の参考とするために、都として「地方部から都市部への動き」を生み出すために取り組まれている施策がございましたらご教示ください。	—	都の最上位計画である2050東京戦略では、全国各地と共に支え合い発展する「共存共栄」を掲げており、「地方部から都市部への動き」を生み出すことを目的とした施策はありません。	いただいた意見を踏まえつつ、各協議会構成員が取り組んでいる施策も読めるように修正させていただきます。 (修正箇所: 赤字) ・併せて、 企業立地 などを促進するとともに、地域経済を牽引する良質な雇用の受け皿となることが期待される中堅・中小企業の成長を促進する。地方において、若者世代、特に女性が働きたいと思えるような、稼げる仕事、やりたいと思える仕事の創出を図り、なりわいの確保を図る。 ※236-1(栃木県)と同じ R7.7.29東京都から「意見なし」回答
236	栃木県	本文	136	20	6行目「・鉄道ネットワークの～」と、7行目「・防災上重要な～」の間の行。	「・東京圏に集中する国や民間企業の施設・機能等の移転・分散」を追記する。 (修正後) ・鉄道ネットワークの多重化、駅周辺の広域災害支援機能の強化、 本社機能の分散 ・ 東京圏に集中する国や民間企業の施設・機能等の移転・分散 ・防災上重要な施設へのアクセス確保	・東京圏に人口の集中および政治・行政・経済の中核機能が集積していること(「本文」10ページ)、また東京圏の人口集中と通勤の特性を踏まえた災害時のリスク(「本文」20ページ)が摘示されている。 ・これを受けて、大規模物流拠点などにつき災害リスクの高いエリアからの移転促進(「本文」88ページ)の記載があるが、中枢機能をシステムダウンさせることなく持続的に機能させる(「本文」19ページ)ためには、民間施設に限らず政治・行政機能についても東京圏からの移転・分散を図ることが具体的な取組の1つとして想定される。 ・また「参考資料」PJ3-1において、「本文」86ページ「中枢機能のバックアップ」に対応する具体的な取組内容の記載がないため、左記追記により示すのが適当と考える。 参考に、栃木県では毎年「国会等移転の促進等について」国へ要望活動を行っている。	意見を踏まえ修正 ※なお、国会機能移転については、国会(立法機関)で決定する内容であり行政計画の対象外 —修正案— ・ 企業に対する地方移転・機能分散に対する支援
236-1	栃木県	本文	136	20	・企業に対する地方移転・機能分散に対する支援	・ 東京圏に集中する政府関係機関や民間企業の地方移転・機能分散	政府関係機関(行政機関)の移転については、計画の対象として検討できると考えられるため。	いただいた意見を踏まえつつ、各協議会構成員が取り組んでいる施策も読めるように修正させていただきます。 (修正箇所: 赤字) (3章5節1. (3)4ポツ目) ・併せて、 東京圏の企業の本社機能の地方移転企業立地 などを促進するとともに、地域経済を牽引する良質な雇用の受け皿となることが期待される中堅・中小企業の成長を促進する。地方において、若者世代、特に女性が働きたいと思えるような、稼げる仕事、やりたいと思える仕事の創出を図り、なりわいの確保を図る。 ※288-2と同じ

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安（文書追記に伴い前後数ページズレる場合があります。）

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
236-2	栃木県	本文	136	20	・併せて、企業立地などを促進するとともに、地域経済を牽引する良質な雇用の受け皿となることが期待される中堅・中小企業の成長を促進する。地方において、若者世代、特に女性が働きたいと思えるような、稼げる仕事、やりたいと思える仕事の創出を図り、なりわいの確保を図る。	第4章第3節 PJ3-1 2. (1)④を以下のとおり修正 修正前 「・企業立地に対する支援」 修正後 「・政府関係機関や民間企業の地方移転・機能分散」	・地方創生2.0基本構想(令和7年6月13日新しい地方経済・生活環境創生本部決定)において施策の5本柱の1つに「人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～」が位置づけられ、“政府関係機関の地方移転や、企業・大学の地方分散などに取り組む”ことが掲げられているため。 ・また、国土形成計画P.22に「国土全体にわたり人口や諸機能の広域的な分散を図り、東京への過度な集中を是正することは喫緊の課題である。」と課題として明記され、P.23に「国土全体にわたって広域レベルで人口や諸機能が分散的に配置される国土構造の実現を目指すとともに、政府機能等の中枢管理機能のバックアップの強化を図る。」と方向性が示されているため。	原案どおり 理由欄に記載いただいた内容は、いずれも国の策定したものについて紹介いただいたものであるが、首都圏の各県において、県税優遇や補助金等の企業立地に対する支援事業(※1)が実施されている一方、東京都内の各自治体においても企業立地に対する支援事業(※2)が実施されている。このように首都圏全体で見れば、貴県のみならず様々な主体が企業立地に対する取組を行っているところである。 このことを踏まえ、広域地方計画については、国の出先機関、地方自治体、地元経済界等で構成される広域地方計画協議会の議を経ることにより、関係者が協働し取り組むものを整理した計画である点を考慮し、原案どおりとさせていただきます。 ※1：栃木県のほか、埼玉県(産業立地促進補助金等)、神奈川県(セレクト神奈川NEXT)など ※2：三鷹市(ものづくり産業集積促進事業助成金)、八王子市(企業立地支援条例)など
236-3	栃木県	本文	136	20	・企業立地に対する支援	以下の内容について確認したい。(以下の認識に相違がなければ、「企業立地に対する支援」で了としたい。) ①「企業立地に対する支援」という言葉には、構成都県が実施する企業立地支援事業が推進されることにより、自ずと分散化・多重化が図られていくという意味も含まれているという理解でよい か。 ②国土形成計画に盛り込まれた「国土全体にわたって広域レベルで人口や諸機能が分散的に配置される国土構造の実現を目指すとともに、政府機能等の中枢管理機能のバックアップの強化を図る。」については、地方計画にその内容が盛り込まれていなくても、上位計画の考え方が内包されるという理解でよい か。	首都圏広域地方計画推進室が示す修正案について、本県要望が内包される文言であるか不明瞭な状況であることから、確認するものである。	修正案及び理由の欄に記載いただいた内容について、下記のとおり回答する。 ①首都圏広域地方計画では、今後の方針として第3章に巨大災害への対応を記載しており、また、当該項目は巨大災害に対応するプロジェクトのうち、PJ3-1首都圏強靱化施策の展開プロジェクトに内包されるものである。 ②広域地方計画は、国土形成計画(全国計画)を基本として策定するものとなっており、国土形成計画(全国計画)の考え方が内包されるものである。 【対応終了】
290	東京都	本文	149	5	・そのため、二地域居住や移住・定住の促進による地方への人の流れの創出・拡大、安心して働き、子育てできる環境の改善、そして地域生活圏の形成を含めたシームレスな生活圏の形成に取り組む「多様で“ゆたかな”暮らしの創造」を目指す広域連携プロジェクトを位置付ける。	・そのため、 二地域居住や移住・定住の促進による地方への人の流れの創出・拡大 、安心して働き、子育てできる環境の改善、そして地域生活圏の形成を含めたシームレスな生活圏の形成に取り組む「多様で“ゆたかな”暮らしの創造」を目指す広域連携プロジェクトを位置付ける。	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、東京一極集中の是正を目的とし、無理やり地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、それを意図した表現は削除すべきである。	※基本的な考え方はNo.278と同じ ※No291-1の回答を踏まえ検討

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安（文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。）

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
290-1	東京都	本文	149	5		・そのため、二地域居住や移住・定住の促進による地方への人の流れの創出・拡大、安心して働き、子育てできる環境の改善、そして地域生活圏の形成を含めたシームレスな生活圏の形成に取り組む「多様で“ゆたかな”暮らしの創造」を目指す広域連携プロジェクトを位置付ける。	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、それを意図した表現は削除すべきである。	いただいた意見や現に各協議会構成員が多様な二地域居住等促進策に取り組んでいる点を踏まえ、地方への一方向的な流れを創出する意図がないことが明確となるように修正 ―修正案― ・そのため、二地域居住や移住・定住の促進による地方への新たな人の流れの創出・拡大、安心して働き、子育てできる環境の改善、そして地域生活圏の形成を含めたシームレスな生活圏の形成に取り組む「多様で“ゆたかな”暮らしの創造」を目指す広域連携プロジェクトを位置付ける。 【対応終了】
291	東京都	本文	149	16	PJ5－1. 二地域居住・交流人口拡大プロジェクト 【概要(PJの目的・コンセプト)】 ・二地域居住などの推進による交流人口や移住を拡大する。 ・交流のきっかけづくりとなる取組として、地域の魅力に触れ、地域との関係性や参画を段階的に深める交流拠点の形成を図り、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等を誘発する。 ・人手不足を補うだけでなく、二地域居住者の出身地や趣味、職業等多彩で多様な経験や特技を活かしたなりわいや地域活動の実現により、地域に「新しい価値」をもたらす。 ・二地域居住者と地域との関係をサポートし、地域の成長を促進する人材の育成と活用や、相互理解を深めるためのコミュニティ形成を図る。 【取組の方向性】 (1)二地域居住者等の住まいの確保 (2)二地域居住者等のなりわいの確保と副業などの新しい働き方の普及促進 (3)二地域居住者等と地域住民をつなぐコミュニティの形成	PJ5－1. 二地域居住・交流人口拡大プロジェクト 【概要(PJの目的・コンセプト)】 ・二地域居住などの推進による交流人口や移住を拡大する。 ・交流のきっかけづくりとなる取組として、地域の魅力に触れ、地域との関係性や参画を段階的に深める交流拠点の形成を図り、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等を誘発する。 ・人手不足を補うだけでなく、二地域居住者の出身地や趣味、職業等多彩で多様な経験や特技を活かしたなりわいや地域活動の実現により、地域に「新しい価値」をもたらす。 ・二地域居住者と地域との関係をサポートし、地域の成長を促進する人材の育成と活用や、相互理解を深めるためのコミュニティ形成を図る。 【取組の方向性】 (1)二地域居住者等の住まいの確保 (2)二地域居住者等のなりわいの確保と副業などの新しい働き方の普及促進 (3)二地域居住者等と地域住民をつなぐコミュニティの形成	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、東京一極集中の是正を目的とし、無理やり地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、それを意図した表現は削除すべきである。	原案どおり ※基本的な考え方はNo.278と同じ 本プロジェクトは東京から地方への一方向的な人の流れを無理矢理創出することは意図しておらず、また貴見で指摘された東京一極集中の是正に関する言及もないことから、原案どおりとしたい。 ※当該プロジェクトでは、無理強いを前提とした対応ではなく、地方との関係人口創出、二地域居住・移住を希望するもの・考えているものに対する支援を想定。
291-1	東京都	本文	149	16		PJ5－1. 二地域居住・交流人口拡大プロジェクト 【概要(PJの目的・コンセプト)】 ・二地域居住などの推進による交流人口や移住を拡大する。 ・交流のきっかけづくりとなる取組として、地域の魅力に触れ、地域との関係性や参画を段階的に深める交流拠点の形成を図り、自発的な来訪の高頻度化や滞在の長期化等を誘発する。 ・人手不足を補うだけでなく、二地域居住者の出身地や趣味、職業等多彩で多様な経験や特技を活かしたなりわいや地域活動の実現により、地域に「新しい価値」をもたらす。 ・二地域居住者と地域との関係をサポートし、地域の成長を促進する人材の育成と活用や、相互理解を深めるためのコミュニティ形成を図る。 【取組の方向性】 (1)二地域居住者等の住まいの確保 (2)二地域居住者等のなりわいの確保と副業などの新しい働き方の普及促進 (3)二地域居住者等と地域住民をつなぐコミュニティの形成	・二地域居住を通じ、多様なライフスタイルニーズに応えることや、各地域の魅力向上等により、全国各地が活性化することには異論はない。 ・また、移住等は、各地域の魅力向上等の結果として、個人の希望に応じて選択すべきものである。 ・しかし、第5節 多様1 で“ゆたかな”暮らしの創造プロジェクトの目的として、「二地域居住や移住・定住の促進による地方への人の流れの創出・拡大」と記載されている。 ・そうした前提の中で、地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対であり、「二地域居住や移住・定住の促進による地方への人の流れの創出・拡大」の記載が削除されないのであれば、削除すべきである。	【当方の考え方】 国土形成計画(全国計画)は閣議決定(令和5年7月28日)された政府方針であり、二地域居住等の推進は、全国計画においても国土の刷新に向けた重点テーマとして位置づけられているところ(P27)。本プロジェクトは東京から地方への一方向的な人の流れを無理矢理創出することは意図しておりませんが、標題については、国土形成計画(全国計画)を踏まえ策定する広域地方計画の基本方針から、記載を行っているものです。 (R7.1.23打合せ) 東京圏は魅力的だから人は来るが、地方に行こうかと思っても、仕事や子どもの教育などの環境が課題になって行けないということもあると思う。流れが一方的になっているので、戻りたいけど戻れない状況に対して、後押しをするということ。施策として打つとなると、出ていく側(規制)の話よりも、受け入れる側がどうするのかを想定するもの。

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安（文書追記に伴い前後数ページズレる場合があります。）

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
291-2	東京都	本文	149	16		(同上) ※No.291に内容同じ	・「本プロジェクトは東京から地方への一方向的な人の流れを無理矢理創出することは意図しておりません」と回答をいただき、また、国土交通省HP(全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム)にも二地域居住等のイメージとして、都市と地方の双方向であることが示されているが、一方で、同HPには、二地域居住の意義として、「東京一極集中の是正」が示されている。 ・暮らし方・働き方の選択肢を広げることにより、地方部から都市部への動きも可能となる中で、東京一極集中の是正を目的とし、地方への一方向的な流れを創出する二地域居住や移住等には反対である。 ・本文(P149.5行目)第5節 多様1 で“ゆたかな”暮らしの創造プロジェクトの目的として、「二地域居住や移住・定住の促進による地方への人の流れの創出・拡大」と記載されているが、地方への一方向的な流れを創出するという前提で記載された二地域居住や移住等は同意できない。 ・したがって、「二地域居住や移住・定住の促進による地方への人の流れの創出・拡大」(P149.5行目)の記載が削除されないのであれば、削除すべきである。 * ご依頼いただいた内容については、対応中ですので、お時間をいただけると幸いです。	原案どおり (繰り返しとはなるが、)本プロジェクトは東京から地方への一方向的な人の流れを無理矢理創出することは意図していない点や現に各協議会構成員が多様な二地域居住等促進策に取り組んでいる点を踏まえ、原案どおりとしたい。
291-3	東京都	本文	149	16			【ご依頼への回答】 ・「未来の東京」戦略 戦略18オールジャパン連携戦略 連携4:これまでにない、幅広く多様な交流を促進する → 当該戦略で掲げているのは、全国各地がそれぞれの魅力を高めて互いに協力し合うことで、共に栄え、成長し、日本全体の持続的発展へつなげていく、東京と全国各地との共存共栄の実現である。国は、(HP上では双方向に見える記載があるものの)、二地域居住の意義として、東京一極集中の是正を掲げており、実質的には一方向(東京→地方)の人の流れを促す施策であると認識している。 ・「未来の東京」戦略 version up 2024 戦略17多摩・島しょ振興戦略 多摩・島しょの魅力創出(移住・定住の促進) → 国は(地方の活性化は目的の一つであるものの)、二地域居住の意義として、東京一極集中の是正を掲げているのに対し、都は、人口集中の是正ではなく、多摩・島しょの賑わいの創出や地域の活性化を目的としている。 ・都において都市と地方との関係性について記述された戦略等がございましたらご提供をお願いします。 → 1月末に公表した「2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～(案)」の戦略27オールジャパンに記載している。	原案どおり(291-2と同じ) 【対応終了】
532	茨城県	本文	88	35	・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりだんだんシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、有事の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。	・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりだんだんシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、有事の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。	交通政策審議会答申第198号(2016.4)で答申を受けた「東京8号線の延伸」、「常磐新線の延伸」及び「都心部・臨海地域地下鉄構想の新設及び同構想と常磐新線延伸の一体整備」に加え、「つくばエクスプレスの茨城県内延伸」を進めていくことで、ネットワークの多重化により広域的なりだんだんシーを確保し、プロジェクトの推進に寄与するものであると考えられるため。	修正案 ・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりだんだんシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等有事の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
532-1	茨城県	本文	88	35	・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりダンダンシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等有事の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。	【茨城県案】 ・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりダンダンシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等の際の東京圏の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京圏の都市機能の分散に貢献するものである。	・左記の例示は、現行計画(2016.3)及び交通政策審議会答申第198号(2016.4)と同一内容であり、例示を削除するまでの理由がないと考えられるため。 ・P.20・23行目～やP.85・3行目～に記載されている東京圏の災害時のリスク、P.38・8行目～の東京圏特有の通勤・住宅環境などの課題に対応し、P.106～に記載されている多様で”ゆたかな”暮らしの創造、社会構造の転換を進めるためには、東京圏の都市機能のバックアップや分散を図る必要があると考えられるため。	R7.8.1 整備局→運輸局へ確認依頼
532-2	茨城県	本文	88	35	【茨城県案】 ・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりダンダンシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等の際の東京圏の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京圏の都市機能の分散に貢献するものである。	【運輸局案1】 (例示を更に求められた場合) ・例えば、東京都心と近隣地域(神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、有事の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。	【R7.8.6 運輸局→整備局問合せ】 茨城県からの再意見につきまして、並行して鉄道局と調整しているところですが、以下2点御教示いただけないでしょうか。 ・落としどころとして、前回提示した例示の追加案になるかと思っておりますが、例示した各県に対応する道路のプロジェクトがあるか御確認いただけますでしょうか。 ・「圏」を追加した意図として、計画全体として、課題のある東京圏から圏外へ分散させていくトーンになっていることを踏まえて、ということでしたが、私の理解では、そのようなことはなく、本計画で目指すところとしては東京圏内でのバックアップ等も含め様々な施策により都市機能を確保していくものと理解をしているのですが、認識に相違ないでしょうか。	R7.8.6 運輸局→整備局へ確認依頼
532-3	茨城県	本文	88	35	【運輸局案1】 (例示を更に求められた場合) ・例えば、東京都心と近隣地域(神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、有事の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。	【道路部案1】 ・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりダンダンシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県等)とのアクセス改善やそれらの路線を環状に連絡する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等有事の際の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や都市機能の分散に貢献するものである。	【R7.8.8 整備局→運輸局へ回答】 道路部にて修正案作成	R7.8.8 13:02 整備局→運輸局へ回答
532-4	茨城県	本文	89	36	【茨城県案】 ・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりダンダンシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等の際の東京圏の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京圏の都市機能の分散に貢献するものである。	【運輸局案2】 ・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりダンダンシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。	【R7.8.8 運輸局→整備局へ別案(案2)確認依頼】 御意見を踏まえ、現行計画と同一内容の例示を記載する。 ただし、御指摘の「東京圏の災害時のリスク」「東京圏特有の課題」への対応について、本計画においては、東京圏外への都市機能の分散のみならず、東京圏内でのバックアップも含め取り組むことを意図していることから、「東京の都市機能」は原案維持とさせていただきます。	R7.8.8 16:30 運輸局→整備局へ確認依頼
532-5	茨城県	本文	89	36	【運輸局案2】 ・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりダンダンシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。	【道路部案2】 ・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりダンダンシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県、千葉県、埼玉県、神奈川県等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。	【R7.8.25 整備局→運輸局へ回答】 放射状に伸びる大規模な道路事業を千葉県、埼玉県、神奈川県で進めているため、「茨城県西・南部地域」のみの対象道路では対外的な説明が難しい。	R7.8.25 15:54 整備局→運輸局へ回答 R7.9.2 13:36 運輸局→整備局へ「鉄道局にも確認し、意見なし」回答

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安 (文書追記に伴い前後数ページズれる場合があります。)

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
532-6	茨城県	本文	89	36	【道路部案2】 ・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりだんだんシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(茨城県、千葉県、埼玉県、神奈川県等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。	・また、ライフラインについては、ネットワークの多重化や防災拠点整備、首都圏外も含めたバックアップ体制整備等により、広域的なりだんだんシーを確保する。 ・例えば、東京都心と近隣地域(道路:茨城県、千葉県、埼玉県、神奈川県等、鉄道:茨城県西・南部地域等)とのアクセスを改善する道路・鉄道網を強化しておくことは、災害時等の際の東京の都市機能のバックアップや被災者の受入れ、人員・物資の輸送等に備えるとともに、平時には良好な住環境の実現や東京の都市機能の分散に貢献するものである。	R7.9.8 国土政策局→整備局に回答内容について照会があり、国土政策局、鉄道局、関東地整道路部と記載内容を調整。 R7.9.10 国土政策局、鉄道局、関東地整道路部了解	修正案のとおり 【対応終了】
533	茨城県	本文	136	19	・鉄道ネットワークの多重化、駅周辺の広域災害支援機能の強化	・広域的なりだんだんシー確保に向け鉄道ネットワークを多重化させていくため、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセス改善等に向け必要な検討を進めていく。	交通政策審議会答申第198号(2016.4)で答申を受けた「東京8号線の延伸」、「常磐新線の延伸」及び「都心部・臨海地域地下鉄構想の新設及び同構想と常磐新線延伸の一体整備」に加え、「つくばエクスプレスの茨城県内延伸」を進めていくことで、ネットワークの多重化により広域的なりだんだんシーを確保し、プロジェクトの推進に寄与するものであると考えられるため。	修正案 ・広域的なりだんだんシー確保に向け鉄道ネットワークを多重化させていくため、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセス改善等に向け必要な検討を進めていく。 ・東京都心と近隣地域との鉄道ネットワークの多重化、駅周辺の広域災害支援機能の強化等の推進
533-1	茨城県	本文	136	19	・広域的なりだんだんシー確保に向け鉄道ネットワークを多重化させていくため、東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)とのアクセス改善等に向け必要な検討を進めていく。 ・東京都心と近隣地域との鉄道ネットワークの多重化、駅周辺の広域災害支援機能の強化等の推進	・東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)との鉄道ネットワークの多重化、駅周辺の広域災害支援機能の強化等の推進	・左記の例示は、現行計画(2016.3)及び交通政策審議会答申第198号(2016.4)と同内容であり、例示を削除するまでの理由がないと考えられるため。 ・P.20・23行目～やP.85・3行目～に記載されている東京圏の災害時のリスク、P.38・8行目～の東京圏特有の通勤・住宅環境などの課題に対応し、P.106～に記載されている多様で”ゆたかな”暮らしの創造、社会構造の転換を進めるためには、東京圏の都市機能のバックアップや分散を図る必要があると考えられるため。 ・「第3章第3節1.首都機能のりだんだんシー強化」を受けた広域連携プロジェクト(PJ3-1)の施策として、上記修正案と表現を揃えるため。	R7.8.1 整備局→運輸局へ確認依頼
533-2	茨城県	本文	138	19	・東京都心と近隣地域(茨城県西・南部地域等)との鉄道ネットワークの多重化、駅周辺の広域災害支援機能の強化等の推進	【運輸局修正案】 ・鉄道ネットワークの多重化、駅周辺の広域災害支援機能の強化	【運輸局→推進室へ回答】 No.532-4修正理由欄に記載の趣旨も踏まえ、表現の重複を削除	対応継続 修正案のとおり
534	茨城県	本文	63	35	また、神奈川県西部地域と静岡県伊豆地域のアクセス強化による観光促進や、産業が集積する茨城県鹿行南部地域における東関東自動車道水戸線と鹿島港の接続により新たな産業立地の誘導、さらに北千葉道路や千葉県湾岸地域における新湾岸道路など、高規格道路ネットワークの構築による成田空港や千葉港へのアクセス強化を実現することで物流の活性化に寄与した「経済波及効果」の創出、CO2削減、エネルギー効率化、快適性向上など、新たな社会的価値を創り出すことが期待される。	また、神奈川県西部地域と静岡県伊豆地域のアクセス強化による観光促進や、産業が集積する茨城県鹿行南部地域における東関東自動車道水戸線と鹿島港の接続により新たな産業立地の誘導、さらに北千葉道路や千葉県湾岸地域における新湾岸道路など、高規格道路ネットワークの構築による成田空港や千葉港へのアクセス強化を実現することで物流の活性化に寄与した「経済波及効果」の創出、CO2削減、エネルギー効率化、快適性向上など、新たな社会的価値を創り出すことが期待される。さらに、我が国を代表する高水準の研究・教育機能が集積する筑波研究学園都市は、つくばエクスプレス(TX)の整備により、東京圏とのアクセス性が向上し、沿線地域では国内有数の人口増加が実現しており、更なる交通インフラの充実により、科学技術のイノベーションの創出につながる知的対流や、ビジネス・観光交流など、圏域内外の対流促進が期待される。	交通政策審議会答申第198号(2016.4)で答申を受けた「常磐新線の延伸」及び「都心部・臨海地域地下鉄構想の新設及び同構想と常磐新線延伸の一体整備」に加え、「つくばエクスプレスの茨城県内延伸」を進めていくことで、ネットワークの多重化により広域的なりだんだんシーを確保し、プロジェクトの推進に寄与するものであると考えられるため。	原案どおり (R7.8.1茨城県了解) 【対応終了】

●新たな首都圏広域地方計画 中間とりまとめ(案)意見対応一覧(構成機関)

※記載箇所目安（文書追記に伴い前後数ページズレる場合があります。）

No.	機関名	本文/ 資料	頁	行	該当箇所	修正案	修正理由	対応
535	茨城県	本文	125	17	・知的対流・ビジネス・観光交流など圏域内外の対流を促進する交通ネットワークの充実・強化	・ 知的対流・ビジネス・観光交流など圏域内外の対流を促進する交通ネットワークを充実・強化していくため、都心部と筑波研究学園都市との高度人材の対流促進等に資するつくばエクスプレスの東京駅への延伸について必要な検討を進めていく。 なお、茨城県では、つくばエクスプレス東京延伸の効果を更に拡大させるため、茨城県央・県北地域など地方部への波及を目指し、業務核都市機能を強化するつくばエクスプレスの茨城県内延伸の検討も進めている。	交通政策審議会答申第198号(2016.4)で答申を受けた「常磐新線の延伸」及び「都心部・臨海地域地下鉄構想の新設及び同構想と常磐新線延伸の一体整備」に加え、「つくばエクスプレスの茨城県内延伸」を進めていくことで、ネットワークの多重化により広域的なりだんだんシーを確保し、プロジェクトの推進に寄与するものであると考えられるため。	原案どおり (R7.8.1茨城県了解) 【対応終了】